

医療法人の持分に内在する課題の 解決策となるか

—新しい認定医療法人制度の概要—

株式会社 川原経営総合センター 法務企画部 副部長

代表取締役社長

山川光成
川原文貴

1 医療法人の持分を めぐる国の動き

平成18年改正医療法による医療法人制度改革により、医療法人の非営利性の徹底が図られた。いわゆる「持分あり医療法人」の新設ができなくなり、残余財産の帰属すべき者を限定された、「持分なし医療法人」が原則とされた。また、厚生労働省は既存の「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行をすすめているが、平成28年3月末時点で持分なし医療法人へ移行した法人は513法人に留まっており、円滑な移行がなされているとは言い難い状況である。

厚生労働省は、出資者の死亡に伴う相続税負担（相続税支払いの

ために持分の払戻請求が行われる場合を想定）が、医業の継続性を損ないかねないため、これまで制度改正を行ってきた。平成26年に移行計画の認定制度を創設したが、その認定件数も平成29年3月末で67件にとどまっている。この制度が平成29年9月末で期限を迎えることを踏まえて、新たな移行計画の認定制度を含む改正医療法が平成29年6月7日に国会で可決された。先だつて行われた税制改正では、移行計画の認定に関する画期的な改正が加えられたが、医療法の改正を前提としていたためその動向が注目されていた。改正医療法が成立したことにより新しい移行計画の認定制度も確定したことになり、医療法人の持分内在する課題を解決するための有効

な対策になりうるのではないかと期待されている。

本稿では、医療法人の持分を巡る課題と新たな認定制度のインパクトについて改めて整理した上で解説する。

2 持分と事業承継の 問題点

医療法人における事業承継を考える際に、持分の課題は避けて通れないことが多い。医療法人の持分問題には大きく払戻問題と持分の異動に伴う税金の問題が存在する。

① 持分の払戻

持分とは「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」をいう。持分あり医療法人では、

出資社員は持分に応じて払戻を請求する権利を有しており、当該社員が退社しその権利を行使した場合、医療法人はその請求に応じなければならぬ。「持分に応じて」という文言がポイントになる。剰余金がある医療法人において払戻の請求がおこなわれた場合、当初の出資額だけではなく、その剰余金も加味した上で払戻に感じなければならぬ。良好な経営状況が長期間継続し、剰余金が多額であれば、経営を揺るがすほどの高額の払戻に応じざるを得ない可能性も出てくる。通常の運営時には出資者が医療法人の永続性を考えて合理的に行動するため払戻請求を選択する可能性は低いと思われるが、出資者に何らかの事由が発生し退社等に至った場合、状況は一

変するので注意が必要である。

② 税金の問題

持分の異動の際に係る税金は、大きく相続税、贈与税及び所得税であるが、事業承継の際、特に影響してくるのは相続税及び贈与税になるため、この2つの税金を中心に見ていく。相続税又は贈与税が課されるのは主に次のようなケースである。①医療法人の持分を有する社員から相続又は遺贈により持分を相続した場合、相続人には相続税が課される。②医療法人の持分を有する一部の社員が持分を放棄した場合、他の出資者(以下「残存出資者」という。)に贈与税が課される。③医療法人の持分を有する全社員が持分を放棄した場合、医療法人に贈与税が課される可能性がある。ここで注意しておきたいのは、出資者が存在する限り相続税の問題は必ず存在し、相続税の問題を根本的に解決するためには持分なし医療法人に移行せざるを得ないということである。

3

医療法人への贈与税課税問題

持分なし医療法人へ移行することによって、個人に対する相続税の問題は解決するが、医療法人に贈与税が課される可能性が新たに発生する。医療法人に贈与税が課される仕組みを見ていく。相続税法第66条第4項では、持分を放棄したことによって相続税等の負担が「不当に減少する」結果になると認められる場合には医療法人に贈与税を課すると規定されている。また、相続税法施行令第33条第3項において「不当に減少する」と認められないための要件(以下「不当減少要件」という。)が規定されている。医療法人の事業承継を考える際に税金の問題をどのように解決するかというのは非常に重要なテーマであり、これまでは相続税法施行令第33条第3項の不当減少要件をクリアするための方法に焦点が当てられてきた。

持分なし医療法人の形態としては、社会医療法人、特定医療法人及びそれ以外の医療法人(以下「一般の持分なし医療法人」という。)に区分される。不当減少要件をクリアした上で持分なし医療法人に

移行する場合、社会医療法人もしくは特定医療法人へ移行するケースが多いと思われる。その理由として移行の際の課税リスク及び手続きの違いが挙げられる。社会医療法人については都道府県が不当減少要件と同等の認定要件を審査したうえで認定し、特定医療法人は税務当局が不当減少要件と同等の承認要件を審査したうえで承認する手続きを経る。そのため、社会医療法人もしくは特定医療法人への移行については贈与税の課税リスクが極めて低いといえる。一方、一般の持分なし医療法人の移行については、贈与税が非課税となるように要件を満たした上で移行することも、贈与税を支払った上で移行することも認められているため、行政側で不当減少要件をクリアしているか否かを確認することはできない。その確認自体は医療法人側で行うことになる。一般の持分なし医療法人への移行において行政が行う手続きは定款変更の認可審査のみである。

上記の理由から医療法人への贈与税が非課税となる方策を選択した場合、不当減少要件をクリアし

ているか否かの判断は医療法人が行わなければならない。結果としてそのリスクは医療法人が負うことになる。では、どこにリスクが潜んでいるのか。

不当減少要件の内容を見ていく。具体的には次の5項目である。

(1) 医療法人の運営組織が適正である。(2) 同族親族等関係者が役員等の総数の1/3以下である。(3) 医療法人関係者に対する特別利益供与を与えない。(4) 残余財産の帰属先が国等に限定されている。(5) 法令違反等の事実がない。この中でも特に判断が難しいのが(1)と(3)である。何をもちて適正というのか、また、どこまでが特別利益供与なのか、これを医療法人側で判断することは極めて困難である。医療法人としては非課税要件を満たした上で持分なし医療法人に移行したものと思っているも、移行後に税務当局の調査が入り、上記(1)と(3)に関して解釈が異なり贈与税が課される可能性もありうる。

このようなりスクを回避するために社会医療法人や特定医療法人へ移行する選択をする医療法人が

多い。しかしながら、社会医療法人や特定医療法人には不当減少要件以外の要件が加えられており、移行に対するハードルを上げる要因ともなっている。現状において、持分なし医療法人への移行が進まない要因としては(1)社会医療法人又は特定医療法人移行への要件のハードルの高さ、(2)一般の持分なし医療法人へ移行する際の贈与税の課税リスクが考えられる。

今回の改正では、医療法人への贈与税課税リスクに対処するため認定制度に大きな変更が加えられた。具体的にどのような変更がなされるのかを、これまでの認定制度と比較しながら税制面を中心に見ていく。

4 従来の認定医療法人

平成26年に開始された持分なし医療法人への移行計画の認定制度の概要は次のとおりである。

(1) 認定期間

認定期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間(この期間内に認定を受けた医療

法人を以下「従来の認定医療法人」という。)

(2) 認定要件

①移行計画が医療法人の社員総会において承認されていること。
②移行計画が有効かつ適正であること。

③移行計画に記載された移行期限が認定の日から3年を超えないこと。

(3) 税制措置

税制優遇措置の内容は以下のとおりである。その医療法人が認定医療法人である期間中、①持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合の相続税の納税を最大3年間猶予する。②持分あり医療法人の出資者がその有する持分を放棄したことにより、残存出資者にみなし贈与税が課される場合の贈与税の納税を最大3年間猶予する。また、当該医療法人が移行期限までに持分なし医療法人への移行を完了した場合、猶予税額が免除となる。

税制措置の対象者に注意が必要である。従来の認定医療法人において税制措置の対象となるのは、「相続人」や「残存出資者」といつ

た個人であり、医療法人はその対象となっていない。持分なし医療法人に移行する場合の最終的な税金の負担者が医療法人であるにもかかわらず、医療法人に対しては税制措置が講じられていないのである。そのような状況もあり、従来の認定医療法人の認定件数は前述のとおり67件にとどまっている。

5 新しい認定医療法人

従来の認定医療法人の課題も踏まえ、今回の医療法改正において規定される認定医療法人(新法施行後3年以内に移行計画の認定を受ける医療法人。以下「新しい認定医療法人」という。)では、認定要件と税制措置について大きな変更が加えられる。ここで従来の医療法人と異なる点を確認する。

(1) 認定期間

認定期間は平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間

(2) 認定要件

①移行計画が医療法人の社員総会において承認されていること。
②移行計画が有効かつ適正である

こと。

③移行計画に記載された移行期限が認定の日から3年を超えないこと。

④法人関係者に利益供与しないこと。

⑤役員報酬について不当に高額にないよう定めていること。

⑥社会保険診療に係る収入が全体の80%以上等

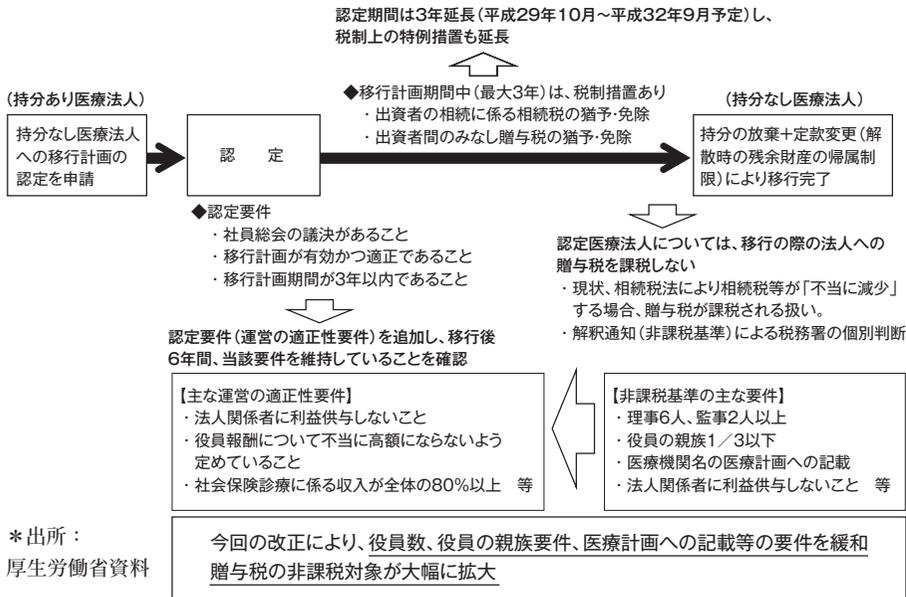
(3) 維持要件

移行後6年間(2)の認定要件を維持していること。

(4) 税制措置

①持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合の相続税の納税を最大3年間猶予する。②持分あり医療法人の出資者がその有する持分を放棄したことにより、残存出資者にみなし贈与税が課される場合の贈与税の納税を最大3年間猶予する。また、当該医療法人が移行期限までに持分なし医療法人への移行を完了した場合、猶予税額が免除となる。
③認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその全部又は一部の放棄をしたことにより当該医療法人がその移行計画に記載された移

図1 認定医療法人制度改正のイメージ



*出所：
厚生労働省資料

行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が当該放棄により受けた経済的利益については贈与税を課さない。

改正のイメージは図1のとおりである。特筆すべき点は、新しい認定医療法人であれば持分なし医療法人に移行した際の医療法人への贈与税が非課税となることである。これまで、持分放棄に伴う医療法人への贈与税を非課税とするためには相続税法施行令第33条第3項の不当減少要件をクリアする必要があった。しかし、今回の改正により、医療法人で非課税の判断をする必要がなくなり、新しい認定医療法人になるという事実をもって贈与税の非課税がほぼ確定することになる。自己判断というリスクが排除された点はまさに朗報といえる。

この改正が医療法人に与える影響は極めて大きい。持分なし医療法人への移行が進まない理由の1つに不当減少要件をクリアしているか否かの判断が困難というものがあつた。それゆえに贈与税を非課税としたい医療法人は身動きが取れなかつた。しかし、今回の改正により、医療法人で非課税の判断をする必要がなくなり、新しい認定医療法人になるという事実をもって贈与税の非課税がほぼ確定することになる。自己判断というリスクが排除された点はまさに朗報といえる。

認定要件としては新たに「運営の適正性要件」が追加されるが、そもそも不当減少要件にも含まれるものであつたため、医療法人への贈与税を非課税とする場合は避けて通れない要件である。しかしながら、新しい認定要件には、不当減少要件に含まれる「同族親族等関係者が役員等の総数の1/3以下である」が求められていない。この要件が除外されることも持分なし医療法人への移行の動機となりうるものと考えられる。

一方、図にもあるとおり、持分なし医療法人へ移行した後6年間、要件を維持しなければならぬことに留意が必要である。

6 まとめ

新しい認定医療法人制度は、従前と異なり医療法人の持分問題を解決する特効薬になる可能性が高く、持分なし医療法人への移行は急速に進むと思われる。ただし、新しい認定医療法人の要件などについては、今後、厚生労働省や財務省により発表される情報を逐一確認し、自法人にとって最も有利な選択肢を見極めるのが重要である。最新の情報収集、詳細な要件等の確認を怠らず、新たな認定制度が施行された際に即座に対応できる体制を整えておくことも重要である。更にいうならば事業承継は一通過点に過ぎないため、課題を早々に解決し、事業承継後の展望を早期に見据えることが肝要であろうと思われる。